

財政健全化判断比率などについて

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、
平成21年度の山県市財政健全化判断比率などについてお知らせします。

平成21年度山県市財政健全化判断比率

(単位：%)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成21年度	—	—	17.4	134.1
平成20年度	—	—	15.4	119.2
早期健全化基準	13.63	18.63	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	40.00	35.0	

注：実質赤字比率および連結実質赤字比率は赤字額がないため、「—」を表示してあります。

早期健全化基準

健全化判断比率のうちいずれかが早期健全化基準以上の場合、財政の早期健全化の基本方針などを盛り込んだ財政健全化計画の策定（議会の議決が必要）や外部監査の実施をすることになり、自主的な改善努力による財政健全化を行うこととなります。

財政再生基準

健全化判断比率のうちいずれかが財政再生基準以上の場合、国などの関与による確実な再生を行うこととなります。財政の再生を図るため、財政健全化計画よりも詳細な財政再生計画（議会の議決が必要）を定め、総務大臣に協議し同意を求めることとなります。この同意がない場合は、災害復旧事業などを除き、地方債の起債を制限されることになり、計画している事業が資金不足のため実施できなくなる可能性もあります。その他、財政再生計画に基づいて予算を編成しなければならなくなります。

平成21年度山県市資金不足比率 (単位：%)

会計名	資金不足比率
水道事業会計	—
簡易水道事業特別会計	—
農業集落排水事業特別会計	—
公共下水道事業特別会計	—

注：資金不足比率は資金不足額がないため、「—」を表示してあります。

資金不足比率

資金不足比率とは、公営企業ごとの資金の不足額が、事業の規模に対してどの程度あるかを示すものです。資金不足比率については、平成21年度において対象となるすべての公営企業が黒字のため数値が計上されておりません。

財政健全化・経営健全化審査意見

審査に付した財政健全化判断比率と資金不足比率および、それらの算定基礎となる事項を記載した書類について、監査委員から適正に作成されているものと認められました。